

## 岡山県国民健康保険運営協議会組織会資料

- 1 国民健康保険法（抜粋）、国民健康保険法施行令（抜粋） . . . . . 1
- 2 岡山県国民健康保険運営協議会条例 . . . . . 2
- 3 岡山県国民健康保険運営協議会会議運営規程（案） . . . . . 3

## 国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

## 国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

- 第3条 法第11条第1項に定める協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。
- 3 法第11条第2項に定める協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

- 第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

- 第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## 岡山県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

旧第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)第4条の規定による改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第1項の協議会として、岡山県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(設置)

第1条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第1項の協議会として、岡山県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- 二 健康保険法(大正11年法律第70号)第64条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- 三 公益を代表する委員 3人
- 四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第3項に規定する被用者保険等被保険者を代表する委員 2人

(任期)

旧第3条 委員の任期は、任命の日から平成30年3月31日までとする。

(委員)

第3条 委員は、知事が任命する。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

旧第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって公益を代表する委員のうちからこれを定める。

(会議)

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 岡山県国民健康保険運営協議会会議運営規程（案）

### （目的）

第1条 この規則は、岡山県国民健康保険運営協議会条例（平成28年岡山県条例第60号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、岡山県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （委員の辞職）

第2条 委員を辞職しようとするときは、書面をもって知事に申し出なければならない。

### （会議）

第3条 条例第4条第2項で定める事項を満たすとともに、条例第2条第1項各号に掲げる委員のうち各1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

### （欠席の取扱い等）

第4条 委員は、事故のため出席できないときは、開会の前日までにその旨を会長に届け出なければならない。

2 委員が会議に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。

3 委員が会議に出席できない場合は、あらかじめ通知のあった事案について書面をもって意見を述べることができる。

### （会議の開閉）

第5条 会議の開閉は、議長が宣告する。

### （意見等の聴取）

第6条 議長は、議事に関し必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求め、又は関係資料の提出を求めることができる。

### （発言の許可等）

第7条 議長は、委員から発言を求められたときは、その要求の順序によってこれを許可しなければならない。

- 2 2人以上同時に発言を求めたときは、議長は、その1人を指定して発言させなくてはならない。この場合においては、委員は、発言の前後につき異議を申し立てることはできない。

(委員以外の者の発言)

第8条 参考人又は事務局員が発言を求めたときは、議長は、直ちにこれを許可しなければならない。ただし、このため他の者の発言を中止させることはできない。

- 2 議長は、参考人の意見が十分述べられたと認めるときは、この者に対して退席を求めることができる。

(会議録)

第9条 議長は、会議の議事につき会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録には、議長及び会議において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。

(公開の特例)

第10条 会議は、公開を原則とするが、議長は、必要と認めるときは、協議会の同意を得て非公開とすることができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務を処理するため、岡山県保健福祉部長寿社会課に事務局をおき、長寿社会課長が運営に関する事務を処理する。

- 2 事務局員は、長寿社会課職員をもってこれにあてる。

附 則

この規程は、平成29年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月30日から施行する。